

日時：平成25年6月18日
18時00分～

場所：本会議場

「議会のあり方」検討協議会

第3部会報告

「議会のあり方」検討協議会第3部会委員

部会長 宇留間 又衛門

副部会長 福永 洋

委員 山本 直史、白鳥 誠、石井 茂隆
川岸 俊洋

第3部会の所管及び優先協議事項

所 管

- 政策立案・政策提言、監視・評価に関すること

優先協議事項

- 政策立案・政策提言
- 議員発議による条例
- 執行機関の監視・評価

協議の進め方

- 優先協議事項のうち『執行機関の監視・評価』から協議を実施

優先検討項目（執行機関の監視・評価）

【検討項目1】

質問方法等の見直し

（委員会における一問一答方式の導入について）

- 委員会審査における一問一答方式の導入を行うため、対象とする委員会、時間制限の有無などを検討。

【検討項目2】

審査方法の見直し

（分科会の審査方法の見直しについて）

- 予算・決算審査の充実を図るため分科会審査のあり方、財政局審査の方法などを検討。

【検討項目1】

質問方法等の見直し

(委員会における一問一答方式の導入について)

現状

- 平成22年第4回定例会から本会議における質疑及び一般質問については、一問一答方式が導入された。
- 委員会審査では、慣例により一括質問・一括答弁方式が採用されている。

問題点

- 本会議において一問一答方式が導入されており委員会審査との整合性が図られていない。
- 一括質問・一括答弁方式は質疑や意見の要点整理をして発言できるメリットがある一方で、発言回数制限(3回まで)があるため執行機関に対し十分な監視・評価機能を果たしにくい。
- 他都市における委員会審査では一問一答方式が主流であり、本市議会の質問方式は時代の流れに即していない。

解決策

- 委員会審査における質問方式を、本会議同様に一括質問・一括答弁方式と一問一答方式の選択制とし、執行部に対する監視・評価機能を高める。

一問一答方式導入に係る委員の意見

一問一答方式の導入を協議する中で、発言時間の制限を設けるか否かについて、委員からなされた主な意見は次のとおり。

発言時間の制限について

- ① 発言時間は答弁を含め20分とする。
- ② 発言時間に制限を設けない。
- ③ 一問一答方式の導入する目的を考慮するのであれば、20分では短い。
- ④ 先例としては、議事進行に協力するなどの文言を掲載し、時間制限は設けないが、申し合わせとして、1議案30分以内を目途とすることを合意しておく。

一問一答方式の導入に関する合意事項

No	見直し項目	合意事項
1	見直す委員会、諸会議等	常任委員会、調査特別委員会、議会運営委員会、全員協議会
2	通告の有無	なし
3	発言順	委員長の指名順
4	発言回数	制限なし
5	発言形式	一括質問、一問一答いずれも可
6	質問の内容	従来どおりとする。 (従前も数値等も質問できたため、特に定めないが、繰り返しの質問や攻め立てるような質問は委員長の議事整理権で止める。またモラルを持って質問する。)
7	答弁・資料	従来どおりとする。 (答弁できない場合が想定されるが、対応は従来どおりとし、詳細な数値等で答えられない場合は、委員長が諮り資料回答を認める。また、正確な答弁を得るため、資料等の調整を図る。)
8	会期中の常任委員会の審査日数	2日
9	審査時間	原則10:00から17:00まで
10	実施時期	平成24年第4回定例会から
11	その他	委員会における一問一答を施行し、検証した上で、運営上の不都合な事項は見直す。

【検討項目2】
審査方法の見直し
(分科会の審査方法に見直しについて)

現状

- 予算審査・決算審査特別委員会が付託を受けた議案等を分担して審議するために、2つの分科会(定数各27名・審査日数3日)を設置。
- 第1分科会⇒総務委員会所管、環境経済委員会所管中経済農政局及び農業委員会関係、教育未来委員会所管
- 第2分科会⇒保健消防委員会所管、環境経済委員会所管中市民局及び環境局関係、都市建設委員会所管

問題点

- 予算・決算議案に対し専門的な審査を行うための十分な審査時間を確保することが困難。
- 各分科会の審査所管局が広範にわたるため専門的な審査を行いにくい。

解決策

- 現行の2分科会を常任委員会単位の5分科会方式とし、審査時間の拡充と常任委員による専門的な知見から議案審査を行うことで、議会の監視・牽制機能の充実強化を図る。

分科会の審査方法見直しに係る委員の意見

分科会の審査方法の見直しを協議する中で、財政局の審査方法、財政局以外の審査方法について、委員からなされた主な意見は次のとおり。

財政局審査について

- ① 所管事項を専門的に審査することから5分科会の同時開催とし、財政局のみの審査は行わない。
- ② 所管委員が専門的に審査するが、予算・決算の全体像を把握する必要から財政局審査の傍聴は可能なものとする。
- ③ 細分化されるとトータルの視点が失われるため財政局審査は全委員で行う。
- ④ 全委員が財政に対して同じ認識を持つ必要がある。

財政局以外の審査日数について

- ① 所管事項を専門的に審査することから5分科会の同時開催とする。
- ② 年度末の日程等を考慮すると5分科会を2つのグループに分け開催する。
- ③ 分科会に出席していない少数会派、市民の傍聴を考慮すると1日1分科会とする。

分科会審査方法の見直しイメージ

現 行

開催日	審査内容
1日目	・第1分科会 (財政局、総務局、総合政策局の所管)
	・第2分科会 (市民局、区役所、環境局、消防局の所管)
2日目	・第1分科会 (こども未来局、教育委員会の所管)
	・第2分科会 (都市局、建設局、水道局の所管)
3日目	・第1分科会 (会計室、行政委員会、議会の所管) (指摘要望事項の検討)
	・第2分科会 (保健福祉局、病院局の所管) (指摘要望事項の検討)



見直し後

開催日	審査内容
1日目	・第1分科会 (財政局の所管)
2日目	・第1分科会 (総務局、会計室、行政委員会、議会の所管)
	・第2分科会 (保健福祉局の所管)
	・第3分科会 (市民局、環境局の所管)
	・第4分科会 (こども未来局の所管)
	・第5分科会 (都市局の所管)
3日目	・第1分科会 (総合政策局の所管)
	・第2分科会 (病院局、消防局の所管)
	・第3分科会 (経済農政局、農業委員会の所管)
	・第4分科会 (教育委員会の所管)
	・第5分科会 (建設局、水道局の所管)

ポイント

財政局のみ審査

《5分科会の設置》

- ・第1分科会
総務委員会所管
- ・第2分科会
保健消防委員会所管
- ・第3分科会
環境経済委員会所管
- ・第4分科会
教育未来委員会所管
- ・第5分科会
都市建設委員会所管

《審査方法》

5分科会を同時開催し局別審査を実施

分科会の審査方法の見直しに関する合意事項

No	見直し項目		合意事項
1	分科会数		5分科会
2	財政局審査の方法		財政局のみ単独開催し、所属しない議員は傍聴できる。
3	財政局審査以外の分科会審査日数		同時開催
4	委員の差し替え	財政局審査	差し替えを認める
		財政局審査以外	差し替えを認めない
5	財政局審査における委員外議員の発言	発言の可否	第1分科会に ・出席している会派は認めない ・出席していない会派は1人認める
		発言時間	答弁込みで10分
6	その他		予算・決算審査の見直しを施行し、検証した上で運営上の不都合な事項は見直す。

合意事項に係る実施時期、申し合わせ事項等の細目は今後しかるべき機関で決定

これまでの開催状況(第3部会)

第1回	平成23年11月 2日	第10回	平成24年 9月12日
第2回	平成23年11月15日	第11回	平成24年10月19日
第3回	平成24年 1月10日	第12回	平成24年11月12日
第4回	平成24年 1月23日	第13回	平成25年 1月18日
第5回	平成24年 2月 6日	第14回	平成25年 1月30日
第6回	平成24年 4月19日	第15回	平成25年 4月25日
第7回	平成24年 5月22日	第16回	平成25年 5月24日
第8回	平成24年 7月 4日	第17回	平成25年 6月10日
第9回	平成24年 8月27日		